

標準委員会 システム安全専門部会 統合的安全性向上分科会  
第 52 回統合的安全性向上分科会議事録

1. 日 時 2025 年 10 月 20 日 (月) 9:00～11:35

2. 場 所 WebEX による Web 会議

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 村上主査 (東大), 松本副主査 (MRI), 倉本幹事 (NEL),  
高田委員 (MHI; 遅れて参加), 竹内委員 (東芝 ESS), 田邊委員 (東電 HD),  
中村委員 (原電), 成宮委員 (東大), 藤岡 (廣川委員代理; 日立 GE ヘルパ  
ーリアエンジニア), 南委員 (関電), 山田委員 (中部電) (11 名)

(常時参加者) 井原 (中国電), 大家・岸根 (NEL), 久保 (MHI), 栗山 (東電 HD),  
鈴木 (中部電), 鈴木・安井 (北海道電), 田中 (東北電), 沼田 (関電),  
長谷川 (原電エソ<sup>®</sup>), 幅・藤井 (電源開発), 東山 (北陸電), 山川 (関電)  
(15 名)

(傍聴者) 小池 (東北電) (1 名)

4. 配布資料

- S3SC52-1 第 51 回統合的安全性向上分科会議事録 (案)
- S3SC52-2-1 IRIDM 標準の改定方針・検討ポイントとその対応方針
- S3SC52-2-2 ISO31000 と照らした IRIDM 標準の構成変更検討
- S3SC52-2-3 IRIDM 標準改定案 (附属書 (参考)・解説の構成・内容案)
- S3SC52-2-4 IRIDM 標準改定 分科会レビューコメント対応表
- S3SC52-2-5 “原子力発電所のリスク情報を活用した統合的意思決定に関する実施基  
準: 202X” 改定原案に関する意見募集【STC25-03】の結果について
- S3SC52-2-6 IRIDM 標準改定 システム安全専門部会中間報告意見への対応 (案)
- S3SC52-2-7 IRIDM 標準改定案 (システム安全専門部会中間報告意見への対応版:  
2025/10/20 版)
- S3SC52-2-8 IRIDM 標準標準改定に関する標準委員会中間報告 (案)
- S3SC52-3 IRIDM 標準改定 参考文献最新版の確認・転載許諾要否の整理
- S3SC52-4 統合的安全性向上分科会検討スケジュール
- S3SC52-5-1 標準委員会における倫理教育 (2025 年度)【倫理規程改定と倫理規程にか  
かわる価値の時代変化について】
- S3SC52-5-2 標準委員会 2025 年度倫理教育 (統合的安全性向上分科会意見)

参考資料:

S3SC52-参考 1 統合的安全性向上分科会名簿

## 5. 議事内容

### (1) 出席者確認

倉本幹事より、議事に先立ち、開始時点で委員 15 名中 10 名（代理出席を含め）が出席しており、分科会成立に必要な定足数を満足している旨が報告された。

### (2) 資料確認

議事次第に基づき、配布資料の確認を行った。

### (3) 前回議事録確認 (S3SC52-1)

倉本幹事より、資料 S3SC52-1 を用いて、第 51 回分科会議事録（案）の確認を行った。特に異議なく、確定議事録とすることが承認された。

### (4) IRIDM 標準改定 改定案の議論 (S3SC52-2-1～52-2-7、52-3)

倉本幹事より、資料 S3SC52-2-1～52-2-7、及び 52-3 を用いて IRIDM 標準改定に関する説明がなされ、審議を行った。

システム安全専門部会中間報告意見への対応に関し審議を行い、一部修正を行ったうえで専門部会に報告をすることが承認された。

加えて、専門部会中間報告意見以外の標準案の追記・修正につき説明があり、これらについても一部修正を行ったうえで改訂案への反映が承認された。

主な議論は以下の通り。

Q：資料 S3SC52-2-6 意見 7 への対応について、「6.4 以降」とした箇所を「6.4 又は 6.5 以降」と表現を変更しているが、元々の 6.4 “以降”という記載に 6.5 も含まれていたのではないか。

A：本文記載においては「6.4 以降又は 6.5 以降」のステップを実施するといった意味合いで記載されている。本体側とフロー図側の整合性が取れるように修正する。

Q：資料 S3SC52-2-8 6.8 節において、分析を行わず対策の実施者までを分析者と呼ぶのは違和感がある。

A：IRIDM に関する分析を行う要員を中心に分析者という言葉を使っている。本標準において実施者の定義はしていないが、分析者という言葉で実施者を含めると用語の定義で示し、その方針で整理している。

A：6.8.2 の a) 項 1) において、“分析者として組織に必要な専門性のある要員を確保する”という記載に変更する。分析者には、IRIDM で定めた解決策を実行する要員を含む点を、6.8.2 内の注記にて記載する。

- Q：規制委員会がセシウム 137 の放出量を 100TBq 以下に抑えるという目安を提示しているが、IRIDM 標準上で当該指標を守る必要性があると捉えているのか。
- A：意思決定の内容に鑑みて適切である場合にセシウム 137 に関する指標を用いることも考えられるといった旨の記載を行っており、必ずしも当該指標を用いる必要があると記載しているわけではない。
- C：解説 19 の記載につき、規制委員会においてセシウム 137 の放出量目安について議論した点及び参考文献を追記するとよいと考える。

#### (5) IRIDM 標準改定 標準委員会中間報告 (S3SC52-2-8)

倉本幹事より、資料 S3SC52-2-8 を用いて IRIDM 標準改定に関する標準委員会中間報告案の説明がなされ、審議を行った。

審議の結果、一部追記・修正を行ったうえで標準委員会に報告をすることが承認された。主な議論は以下の通り。

Q：リスク評価の理解のためにという技術レポートが発刊されているが、これと本標準との整合性に関してシステム安全専門部会または標準委員会に対する調整は行っているか？

A：具体的な調整及び説明を実施しているわけではない。その調整、確認実施の必要性につき、中間報告資料 5.4 にて言及するよう追記を行う。

Q：技術レポートの調整に関する記載は、5.4 ではなく 5.3 に記載してはどうか。5.4 は関係団体との調整に関する項目であるが、技術レポートは標準委員会そのものが提出しているため関係団体ではないと考える。

A：5.3 側に記載することとする。

Q：5.2 において、必ずしも安全性向上に繋がらない意思決定も想定されるため、標準タイトルから“継続的な安全性向上のための”という文言を削除したとある。これに対し、システム安全専門部会では特に議論にはならなかったか。OLM 事例は、定量的に数値として示されるリスク低減はないが、効率化等により結果として安全性が向上する事例であると考えられる。

A：システム安全専門部会では、この点につき特に議論は無かった。安全性向上に繋がらない意思決定が想定されると記載した意図としては、原子炉安全以外の要素も踏まえて統合的に判断し、結果的にリスクに関する指標が増加したとしても考案した対策を実現させる可能性があるため、それを示すためにタイトルを変更したものの。

C：安全性の向上には繋がらないという記載を、PRA 等のリスク指標について言及したものであるということを明記することで、意図が明確に伝わると考えられる。

A：その趣旨の変更を行う。

**(6) 今後の予定 (S3SC52-3)**

倉本幹事より、資料 S3SC52-3 を用いて、分科会の今後のスケジュールについて説明がなされた。

IRIDM 標準につき、11 月 6 日のシステム安全専門部会にて中間報告意見への対応に関して報告をし、標準委員会への中間報告を行うことへの了解を得る予定。12 月 3 日の標準委員会にて中間報告を行う予定。

次回分科会は、1 月中旬を目途に実施することとし、日程は別途調整を行う。

**(7) 2025 年度標準委員会倫理教育 (S3SC52-4-1、4-2)**

倉本幹事より、資料 S3SC52-4-1、4-2 を用いて、分科会としての 2025 年度標準委員会倫理教育を実施した。

委員及び常時参加者において、教育資料と録画データを確認、視聴の上で挙げていただいた意見、感想の内容共有、意見交換を実施した。

以 上